

## オーラルフレイル対策事業のご案内

令和6年度



## フレイル対策 歯科保健指導

75歳の歯科健診で

歯周病リスクや口腔機能低下がみられた方にお送りしています

病院または診療所に6ヶ月以上継続して入院している方、および施設（高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設）に入所または入居している方は対象外です。

## 加齢に伴うお口の機能の衰え「オーラルフレイル」予防対策

口腔機能が衰えると全身のフレイル（虚弱）につながるといわれています。

老化のはじまりを示す重要なサインとしてのオーラルフレイルをそのまま放置してしまうと、要介護状態となるリスクが上がるといわれています。

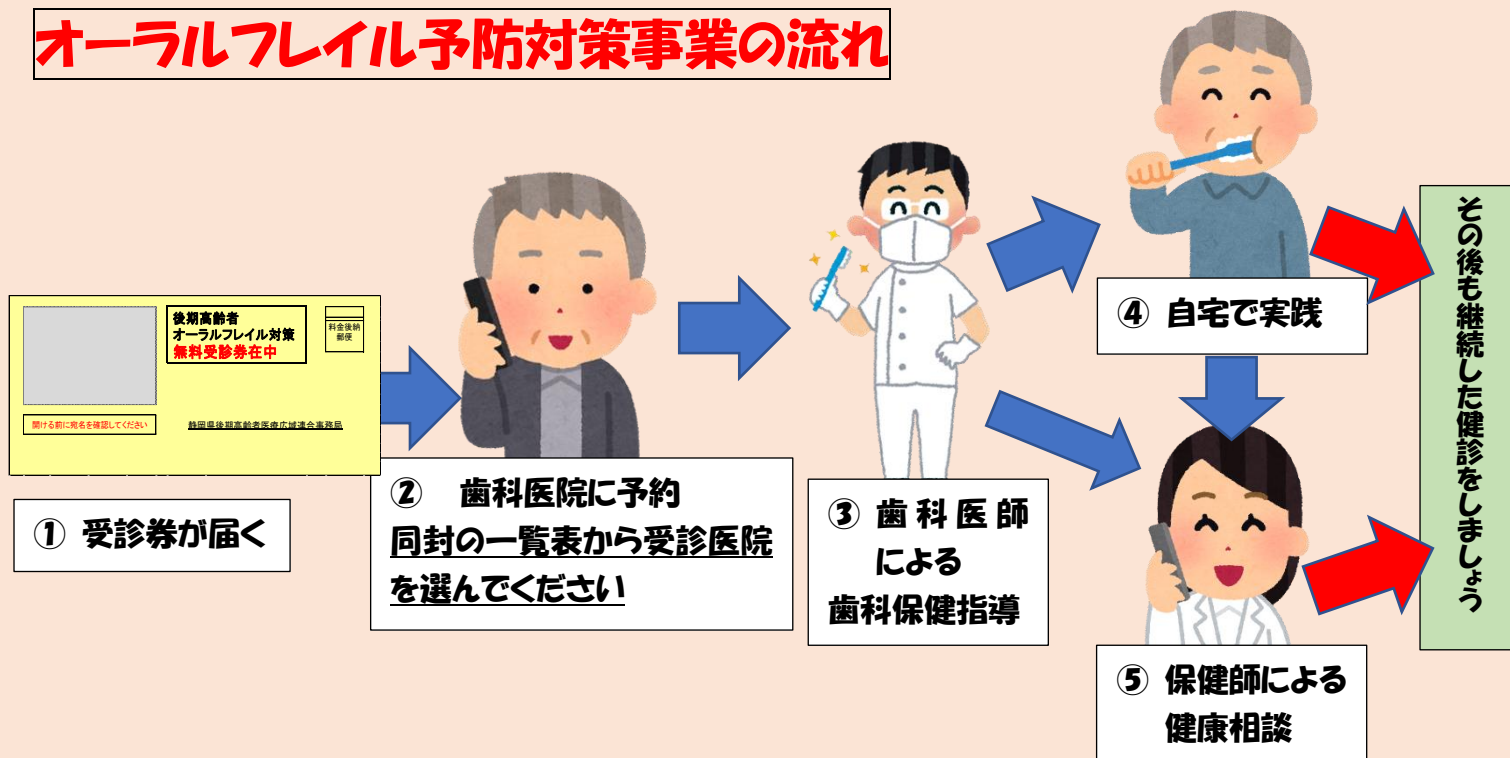
年齢	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
オーラルフレイル対策 保健指導 76歳～79歳	なし	1年目	2年目	3年目	4年目	なし
後期高齢者歯科健診	受けられます	なし	なし	なし	なし	受けられます

令和6年

健診期間

7月1日～12月31日

# オーラルフレイル予防対策事業の流れ



持ち物: ①封筒の中身一式(受診券:質問票に記入・指導パンフレット)、②被保険者証

## お口の健康は 全身の健康に影響します

**残っている歯数、咀嚼能力と要介護認定に関係があります。**

(入れ歯を含めた歯の数) 19歯以下の者では20歯以上の者と比較し  
要介護になりやすい

**残っている歯数、入れ歯使用と転倒に関係があります。**

歯を喪失し、入れ歯未使用の場合、転倒のリスクが2.5倍に

**残っている歯数と入れ歯使用と認知症発症との関係があります。**

歯を喪失し、義歯を使用していない場合、認知症発症リスクが最大1.9倍に

### オーラルフレイル対策事業 歯科保健指導の注意事項

- ① オーラルフレイル対策事業の対象者の歯科保健指導は原則無料です。
- ② オーラルフレイル対策事業の歯科保健指導は、一般社団法人静岡県歯科医師会に委託しております。そのため、実施可能な歯科医院は、静岡県歯科医師会に登録している医院に限ります。実施可能な歯科医院は別紙の一覧表に示していますが、他市町で健診を受ける方は、広域連合にお問い合わせください。
- ③ 現在、歯科医院で治療中の方も対象となります。かかりつけの歯科医師とご相談のうえ、受診してください。
- ④ 健診の結果は、匿名化した上で、国への報告や今後の保険事業に活用いたしますので、ご了承ください。
- ⑤ 歯科健診の受診券を不正に使用した場合は、刑法により罰せられる事があります。